

基本方針の策定に関して、「人権教育・啓発の推進」についての  
審議会の意見

**人権教育・啓発の推進**

1. 「くにたち人権月間」等、市はあらゆる機会や手段（講演会、学習会、研修、インターネット、動画、チラシ・ポスター、冊子等）を通じて、「人権侵害を許さない」という強い意志を、市民等（市内の事業者や、通勤通学等国立市に関係を持つ方を含む）に継続的に発信すること。その際、市内在所の大学との連携や民間団体等との連携に加え、近隣の地方公共団体や平和文化を推進する機関とも連携し内容を充実させること。
2. 人権・平和のまちづくりのためには、人権侵害に苦しむ方の苦しみや差別の歴史等を世代を越えて語り継ぐことが重要である。そのため、市民が日常的に人権・平和について学んだり考えたりする場や、人権課題等に関する情報の発信拠点が必要であり、国立市ならではの人権博物館の整備に努めること。
3. 市民等が人権について自由に学べる機会を創出することは重要であり、公民館や図書館など生涯学習関係施設を活用して実施する市民講座等を一層充実させること。また、当該施設を活動場所として広く市民等に開放し、市民活動を支援すること。
4. 学校教育においては、単に人権に関する講話等を一方的に聞くのではなく、実際に人権侵害を受け苦しんでいる人と交流したり、その人が抱える不安や困難を疑似体験したりする中で自ら判断し、行動できるような教育とすることが重要であり、年間を通して計画的に人権教育を実施すること。

（その他、附帯意見）

1. 市は、差別や偏見に苦しむ当事者の意思や声を尊重し、人権教育・啓発を行うことが重要であること。また、当事者が自身の差別等の体験を発信することは辛いものでもあるということを理解し、あくまで当事者の立場に寄り添った教育・啓発を行うことが重要であること。
2. “知らない”ことから起こる差別や偏見も多いことから、特定の分野に限らず、様々な分野の人権課題について教育・啓発を行うことが重要であること。

3. 人権課題に関する基準や考え方は時代とともに変化していることから、教育・啓発を行い続けていくことが重要であること。また、国や東京都の人権課題に関する施策や考え方に限ることなく、国際的な基準や考え方も踏まえ、国立市としての人権教育・啓発を推進することが重要であること。